

新潟県保険医会 FAXニュース 第101号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越 2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

(1) 診療報酬改定(6月1日～)による施設基準の届出について

医科無床診療所で算定する点数のうち、主たるものを一部抜粋して紹介します。詳細は3月下旬に発行された「点数表改定のポイント 2024年6月」(以下「ポイント」)をご確認ください。

■ 6月1日以降において算定するにあたり届出が必要なもの(新設点数) → 「ポイント」761頁～

- ・再診料の時間外対応加算2
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)(II) …等

※6月1日より算定を開始する場合は、6月3日(月)必着で厚生局新潟事務所に届出する必要があります。
なお、届出の受付は5月2日(木)開始となります。

■ 施設基準が改定され改めて届出が必要なもの → 「ポイント」764頁～

- ・地域包括診療料/再診料の地域包括診療加算(2024年10月1日までに受理されるよう届出)
- ・外来感染対策向上加算(2025年1月1日までに受理されるよう届出) …等

■ 施設基準が改定されたが届出が不要なもの → 「ポイント」759頁～

- ・再診料の時間外対応加算1、3、4(事務局注・加算2→加算3に、加算3→加算4に名称変更・再編されたが、このことによる届出は不要)
- ・情報通信機器を用いた診療
- ・小児かかりつけ診療料…等

■ 厚生労働省がベースアップ評価料についての特設ページを開設しました

外来・在宅ベースアップ評価料(I)(II)、入院ベースアップ評価料の届出にあたっては、4月18日以降に特設ページ内にアップされた届出様式の Excel ファイルに必要な事項を入力し、所管の厚生局事務所にメールで提出すること(メールアドレスは特設ページ内に掲載。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合は書面で提出も可)が示されています。

厚労省HP「ベースアップ評価料等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html**(2) 能登半島地震被災者への一部負担金免除・猶予が9月末まで延長**

能登半島地震の被災者について、以下の①及び②に該当する場合に一部負担金を免除・猶予できる取扱いが今年9月末まで延長されました。(取扱いの詳細はFAXニュース第97号(1/16)をご覧ください。)

①災害救助法適用市町村(県内では新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町)の住民かつ免除・猶予対象の保険者に加入※

②以下のいずれかの旨を窓口で申し出た

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が、死亡又は重篤な傷病を負った/行方不明/事業廃止又は休止した/失職し現在無収入

※免除・猶予対象となる保険者は随時更新されています。下記ホームページ等でご確認ください。

厚労省HP「令和6年能登半島地震」で被災された方々の医療機関等での窓口での支払いは不要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37331.html

※「点数表改定のポイント 2024年6月」正誤表が保団連ホームページで公開されています。ご確認ください。